

平成18年4月

平成17年の暴力団情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

平成17年の暴力団情勢目次

1	概観	1
2	暴力団情勢	2
(1)	暴力団構成員等の状況	2
(2)	主要暴力団の動向	2
ア	山口組の動向	2
イ	住吉会の動向	3
ウ	稲川会の動向	4
3	暴力団犯罪の検挙状況	4
(1)	全般的検挙状況	4
(2)	検挙状況からみた暴力団犯罪の特徴的傾向	8
(3)	主要3団体に係る犯罪の検挙状況	9
(4)	組織的犯罪処罰法の適用状況	9
(5)	対立抗争事件の発生状況等	11
ア	対立抗争事件の発生状況	11
イ	銃器発砲事件数	12
ウ	けん銃押収丁数	12
(6)	資金獲得犯罪の検挙状況	13
ア	伝統的資金獲得犯罪	13
イ	企業活動を利用した資金獲得犯罪	15
	金融業、産業廃棄物処理業、建設業、その他	
ウ	企業対象暴力及び行政対象暴力	16
エ	金融・不良債権関連事犯	17
オ	詐欺	18

カ	窃盗及び強盗	・ ・ ・ ・ ・	18
キ	最近の暴力団犯罪の特徴	・ ・ ・ ・ ・	19
4	暴力団対策法の施行状況等	・ ・ ・ ・ ・	20
(1)	指定状況	・ ・ ・ ・ ・	21
(2)	行政命令の発出状況	・ ・ ・ ・ ・	22
ア	中止命令	・ ・ ・ ・ ・	22
イ	再発防止命令	・ ・ ・ ・ ・	23
ウ	事務所使用制限命令	・ ・ ・ ・ ・	23
(3)	命令違反事件の検挙状況	・ ・ ・ ・ ・	24
5	暴力団排除活動の現状	・ ・ ・ ・ ・	26
(1)	行政対象暴力対策及び企業対象暴力対策の推進	・ ・ ・	26
(2)	民事訴訟支援等の推進	・ ・ ・ ・ ・	27
(3)	各種業及び公共事業からの暴力団排除	・ ・ ・ ・ ・	27
(4)	プロ野球球場等からの暴力団排除活動	・ ・ ・ ・ ・	28
(5)	暴力団関係相談の受理状況	・ ・ ・ ・ ・	28
(6)	暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況	・ ・ ・	29

1 概観

暴力団情勢に関しては、山口組における五代目から六代目への組長交代、國粹会の山口組傘下への吸収、六代目組長の収監等、特に山口組をめぐる様々な動向がみられた。

また、山口組の構成員は、平成17年末現在で、全暴力団構成員の半数を超え、山口組への一極集中が顕著である。

暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうするなど、更なる不透明化がみられる。

暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の合計数は、10年ぶりに減少したが、準構成員については微増となっている。また、平成17年における暴力団構成員等の検挙状況をみると、構成員の検挙人員が減少する一方で、準構成員の検挙人員は増加している。これらの点からも、暴力団の不透明化が進んでいる状況が明らかとなった。

また、暴力団は、資金獲得活動を引き続き多様化させており、平成17年中もその特徴が顕著に表れていた。特に、暴力団構成員を中核とした犯罪集団によって敢行された振り込め詐欺、窃盗及び強盗、いわゆる犯罪インフラを構築する各種犯罪等の様々な犯罪の検挙事例がみられた。

平成17年中における対立抗争事件等の発生状況をみると、対立抗争事件の発生回数や銃器発砲事件数は昭和51年以降最低となっている。さらに、対立抗争事件は1件を除いて発生24時間以内に終結し、短期化している。こうした状況は、暴力団組長に対する使用者責任追及に係る諸対策が一定の効果をあらわしたものとみることできる。

組織犯罪に対する警察の取組みについてみると、平成16年4月、警察庁に組織犯罪対策部が設置されるとともに、各都道府県警察においても所要の組織改編が進められ、平成18年4月には、すべての都道府県において組織犯罪対策を担当する局、部、課等が設置された。こうした組織犯罪対策の強化により、上半期に引き続き、次のような効果が認められる。

- ・ 薬物捜査部門と暴力団対策部門の一体的な取組みが進んだことにより、暴力団に係る覚せい剤取締法違反を始めとする薬物犯罪の検挙人員が増加するとともに、薬物密売ルートの解明により複数の密売組織（暴力団）を壊滅させた取組みがみられる。
- ・ 捜査を通じて、暴力団による組織的犯罪やマネー・ローンダリング行為に対する実態の解明が進み、組織的犯罪処罰法の適用事案が増加している。
- ・ 暴力団対策を組織犯罪対策の一環ととらえ、暴力団構成員が、素行不良者、未成年者、別組織の暴力団構成員等を引き入れた犯罪集団を構成し、「リセット屋」、「口座屋」などと呼ばれる犯罪インフラを構築している実態が解明されてきている。

2 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員等の状況

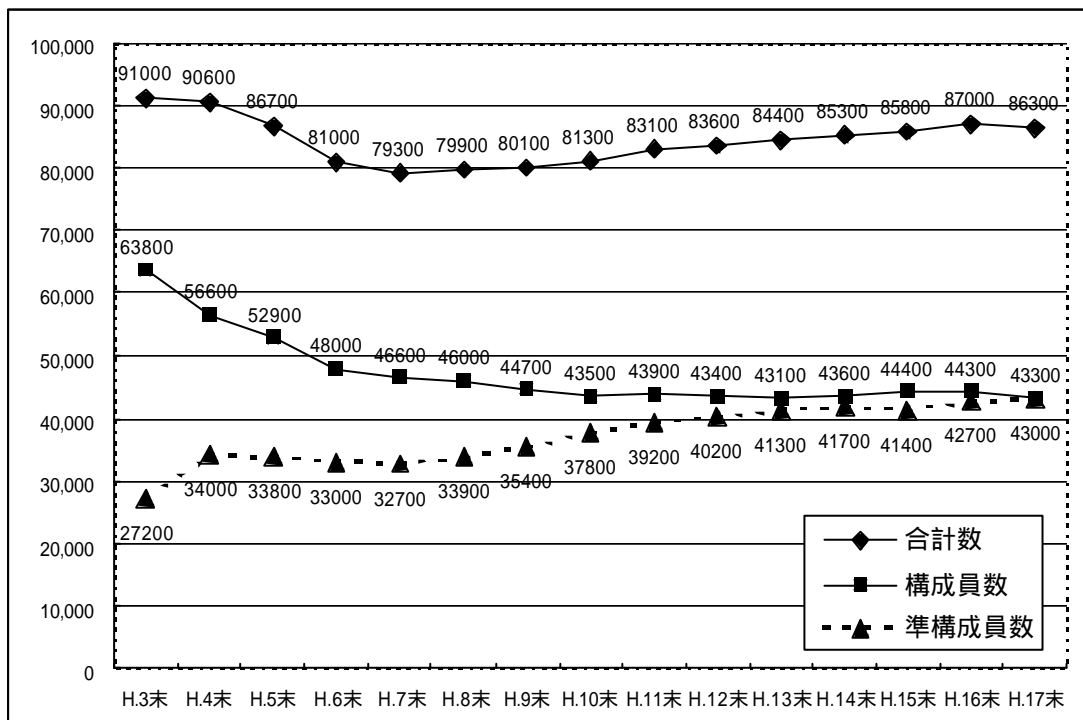
暴力団構成員等の数は、平成8年以降微増傾向にあったが、平成17年末現在約8万6,300人で、10年ぶりに減少した（前年比約700人（0.8%）減少）。うち、暴力団構成員の数は約4万3,300人で、前年に比べ約1,000人減少している一方、準構成員は約4万3,000人で、約300人増加している。

（図表1）

また、山口組、住吉会及び稲川会の3団体（以下「主要3団体」という。）の暴力団構成員等は約6万3,000人（全暴力団の73.0%）で、そのうち暴力団構成員は約3万3,000人（全暴力団構成員の76.2%）であり、主要3団体による寡占化が進んでいる。

主要3団体の中でも山口組は、全暴力団構成員等の総数の約47.5%（うち構成員については、全暴力団構成員の総数の約50.1%）を占め、山口組への一極集中が顕著となっている。

図表1 暴力団構成員等の推移



(2) 主要暴力団の動向

ア 山口組の動向

(ア) 組長の交代

山口組は、平成17年7月、山口組総本部において緊急総会を開催し、五代目組長の引退と新たな六代目組長の就任を発表した。

同年8月には、山口組総本部において「継承式」が行われ、これにより、平成元年5月から約17年間続いた五代目体制に終止符が打たれ、新たな六代目体制がスタートした。

(イ) 新体制の構築とその特徴

六代目組長は就任後、組織のナンバー 2 に、側近と言われていた幹部組員を就任させ、これまでの執行部の体制を刷新、強化した。

また、新たな役職を新設し、体制の強化と指揮系統の充実を図った。

(ウ) 他団体への介入と勢力拡大動向

六代目組長就任が発表されて間がない平成17年 8 月、指定暴力団中野会が解散を表明している。

中野会は、平成 9 年 8 月に発生した「山口組若頭射殺事件」を敢行した組織として、同年 9 月、会長が山口組から絶縁処分を受け、以後、大阪市内に本拠を置き、単独団体として活動していた。

また、六代目体制移行後の 9 月には、東京都に本拠を置く指定暴力団國粹会が山口組傘下に吸収された。

國粹会の山口組への加入は、ほかの在京暴力団に対し大きな影響を与える結果となり、これをきっかけに、今後、山口組の都内への進出が顕著になると予想され、在京暴力団との縄張り争いや資金源の競合によるトラブルの発生が懸念される場所である。

このほか山口組は、京都市に本拠を置く指定暴力団五代目会津小鉄会との間でトップ同士が擬制血縁関係を結ぶなど、関東のみならず全国的な勢力あるいは影響力の拡大を積極的に行っており、これらの行動が、今後、全国の情勢に影響を及ぼし、他の暴力団組織との火種となる危険性をはらんでいる。

(I) 組長の収監

六代目組長は、配下組員とのけん銃共同所持に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件により、平成16年 2 月、大阪高等裁判所において懲役 6 年の有罪判決を受け、最高裁判所に上告中であった。

これに対し最高裁判所は、平成17年11月29日付で上告棄却の決定をし、この決定を受けて、同年12月 5 日、六代目組長は収監された。

組長の収監により、山口組はトップ不在の状態となり、内部における主導権争いが再燃し、あるいは、勢力拡大動向に伴う他団体との軋轢が表面化する可能性もあることから、今後の動向が注目される。

イ 住吉会の動向

住吉会は、平成17年 4 月、同会の中核組織として位置付けられている「住吉一家」の総長を住吉会総裁から住吉会会長に継承させたことにより、組織内に軋轢が生じているとみられている。

住吉会は、山口組に次ぐ勢力を有し、関東近県に強固な地盤を持つことなどから、関東での活動を拡大しようとする山口組に対し強い警戒心と対立を招く要素を多く抱えているとみられるが、

かねてから、東京都内に本部事務所を置く指定暴力団國粹会の縄張の一部を借り受けていたところ、同年9月、國粹会が山口組に吸収され山口組二次組織となったことにより、山口組との間で縄張をめぐるトラブルからの緊張状態も加わっている。こうしたことから、今後の山口組との対立を含め、その動向が注目される。

ウ 稲川会の動向

稲川会については、平成17年3月に稲川会傘下組織の長である会長の実子を会長秘書の地位から組織の中核幹部である「本部長」に抜擢するなどの組織の後継を見据えたと考えられる新役員人事を行ったが、同年5月に会長が病死し、現在まで会長不在の状態が続いている。

今後、会長を始めとする新役員人事の人選が行われるものとみられるが、その権力構造の在り方、動向についても注目される。

3 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的検挙状況

平成17年における暴力団構成員等の検挙人員は29,626人で、前年に比べ301人(1.0%)増加している。このうち構成員の検挙人員は8,725人で、前年に比べ455人(5.0%)減少している一方で、準構成員の検挙人員は20,901人で、前年に比べ756人(3.8%)増加している(図表2-1、2)。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は18,629人、特別法犯は10,997人で、前年に比べ、刑法犯は843人(4.3%)減少、特別法犯は1,144人(11.6%)増加している(図表2-1)。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、覚せい剤取締法違反が6,810人(構成比23.0%)と最も多く、次いで傷害が3,972人(同13.4%)、窃盗が3,198人(同10.8%)、恐喝が2,619人(同8.8%)、詐欺が1,712人(同5.8%)の順になっている(図表2-1)。

さらに、暴力団構成員等の検挙件数は56,208件で、前年に比べ4,903件(9.6%)増加している(図表2-3)。

平成17年においては、前年と比較すると、覚せい剤取締法違反の検挙人員が1,398人(25.8%)増加しており、薬物捜査部門と暴力団対策部門が一体的に取締りを行う体制が整備された効果とみることもできる。

図表 2 - 1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の比較

年次		平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	前年比	
刑	殺人	294	299	313	310	258	-52	
	強盗	651	652	755	727	696	-31	
	放火	48	77	61	61	42	-19	
	強姦	163	180	132	137	114	-23	
	凶器準備集合	79	109	136	92	39	-53	
	暴行	1,222	1,231	1,273	1,233	1,297	64	
	傷害	4,838	4,904	4,651	4,319	3,972	-347	
	脅迫	613	606	551	487	543	56	
	恐喝	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	-189	
	窃盗	2,757	2,917	3,396	3,265	3,198	-67	
	詐欺	1,723	1,695	1,701	1,821	1,712	-109	
	横領	107	117	101	108	86	-22	
	文書偽造	293	462	357	323	243	-80	
	法	賭博	1,238	1,374	780	837	845	8
わいせつ物頒布等		112	62	80	128	202	74	
公務執行妨害		462	493	543	569	525	-44	
三ち競売等妨害		78	80	83	98	57	-41	
犯人蔵匿		60	99	82	69	61	-8	
証人蔵匿		15	6	13	3	16	13	
逮捕監禁		474	471	444	414	336	-78	
信用毀損・威力業務妨害		108	86	82	102	88	-14	
器物損壊		515	641	618	637	642	5	
暴力行為		46	59	73	126	71	-55	
その他刑法犯		762	911	1,031	896	1,024	128	
刑法犯合計		19,650	20,405	20,265	19,472	18,629	-843	
特		出入国管理難民認定法	48	40	27	42	85	43
		軽犯罪法	353	282	291	293	238	-55
	めいてい者規制法	7	7	3	7	6	-1	
	迷惑防止条例	272	208	237	215	342	127	
	暴力団対策法	8	14	17	21	14	-7	
	自転車競技法	201	132	99	81	93	12	
	競馬法	174	151	100	186	59	-127	
	モーターボート競走法	114	88	41	55	41	-14	
	小型自動車競走法	5	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	231	313	263	435	412	-23	
	青少年保護育成条例	111	93	99	99	117	18	
	売春防止法	296	253	260	267	273	6	
	児童福祉法	122	148	133	204	107	-97	
	法	出資法	76	68	258	160	90	-70
		貸金業規制法	64	52	130	129	72	-57
		宅地建物取引業法	2	5	1	8	4	-4
		建設業法	19	20	18	34	38	4
		銃刀法	650	588	602	597	440	-157
		火薬類取締法	4	8	3	4	6	2
		麻薬等取締法	35	44	84	170	173	3
		あへん法	1	8	0	0	0	0
大麻取締法		325	381	515	530	602	72	
覚せい剤取締法		7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	1,398	
毒劇物法		242	190	242	211	185	-26	
廃棄物処税法		204	225	260	181	199	18	
犯		労働基準法	15	6	5	4	5	1
		職業安定法	51	36	28	57	28	-29
	健康保険法	5	1	0	2	0	-2	
	労働者派遣事業法	3	11	4	6	12	6	
	旅券法	8	8	9	3	5	2	
	麻薬等特例法	11	40	35	19	44	25	
	その他の特別法犯	312	300	505	421	497	76	
特別法犯合計	11,267	10,419	10,285	9,853	10,997	1,144		
総計	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	301		

注：「犯人蔵匿」は、組織的犯人蔵匿を含む。

図表 2 - 2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の比較

年次		平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	前年比	
刑	殺人	152	151	169	156	108	-48	
	強盗	172	177	182	189	177	-12	
	放火	9	18	23	16	12	-4	
	強姦	42	46	40	33	24	-9	
	凶器準備集合	14	10	34	16	26	10	
	暴行	464	466	499	446	446	0	
	傷害	1,741	1,803	1,742	1,539	1,436	-103	
	脅迫	299	310	269	236	275	39	
	恐喝	1,398	1,325	1,462	1,358	1,232	-126	
	窃盗	665	688	837	739	658	-81	
	詐欺	502	465	469	483	485	2	
	横領	32	29	30	31	24	-7	
	文書偽造	118	136	126	111	100	-11	
	法	賭博	118	117	72	90	97	7
わいせつ物頒布等		10	8	9	8	15	7	
公務執行妨害		138	144	149	180	135	-45	
三ち競売等妨害		22	32	31	36	25	-11	
犯人蔵匿		22	52	43	33	27	-6	
証人蔵匿		11	2	8	3	10	7	
逮捕監禁		281	222	210	182	165	-17	
信用毀損・威力業務妨害		45	37	47	36	27	-9	
器物損壊		176	244	250	198	209	11	
暴力行為		26	34	43	75	31	-44	
その他刑法犯		274	306	377	303	324	21	
刑法犯合計		6,709	6,790	7,090	6,461	6,043	-418	
特別		出入国管理・難民認定法	11	8	4	5	11	6
		軽犯罪法	89	88	133	142	127	-15
	めいてい者規制法	3	4	2	2	2	0	
	迷惑防止条例	210	172	138	80	81	1	
	暴力団対策法	8	14	15	21	13	-8	
	自転車競技法	58	52	32	34	48	14	
	競馬法	24	29	20	36	9	-27	
	モーターボート競走法	25	20	13	22	9	-13	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	18	31	30	24	46	22	
	青少年保護育成条例	35	39	43	30	26	-4	
	売春防止法	36	23	24	27	37	10	
	児童福祉法	51	72	45	71	23	-48	
	出資法	31	25	77	46	35	-11	
	貸金業規制法	20	23	63	53	29	-24	
	宅地建物取引業法	0	4	0	1	1	0	
	建設業法	4	3	3	4	8	4	
	銃刀法	316	295	276	249	164	-85	
	火薬類取締法	2	6	1	1	3	2	
	麻薬等取締法	6	11	23	38	35	-3	
	法犯	あへん法	0	0	0	0	0	0
		大麻取締法	72	55	66	76	67	-9
		覚せい剤取締法	1,949	1,896	1,786	1,514	1,688	174
毒劇物法		73	46	53	34	38	4	
廃棄物処税法		47	63	52	54	31	-23	
労働基準法		8	2	0	1	2	1	
職業安定法		14	15	10	24	14	-10	
健康保険法		3	0	0	1	0	-1	
労働者派遣事業法		1	6	3	4	8	4	
旅券法		4	5	4	2	1	-1	
麻薬等特例法		5	18	19	9	21	12	
その他の特別法犯	61	92	85	114	105	-9		
特別法犯合計	3,184	3,117	3,020	2,719	2,682	-37		
総計	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	-455		

注：「犯人蔵匿」は、組織的犯人蔵匿を含む。

図表 2- 3 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙件数の比較

年次		平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	前年比	
刑	殺人	170	159	184	173	146	-27	
	強盗	352	382	483	413	413	0	
	放火	46	51	51	38	34	-4	
	強姦	119	146	127	99	110	11	
	凶器準備集合	11	8	6	11	6	-5	
	暴行	997	1,040	1,050	1,074	1,166	92	
	傷害	3,490	3,560	3,466	3,208	3,125	-83	
	脅迫	480	477	477	423	468	45	
	恐喝	2,209	2,221	2,313	1,999	1,921	-78	
	窃盗	16,218	19,607	23,444	23,640	25,930	2,290	
	詐欺	3,758	3,835	3,643	3,148	3,362	214	
	横領	144	116	126	105	99	-6	
	文書偽造	924	951	906	698	457	-241	
	法	賭博	228	238	133	136	138	2
わいせつ物頒布等		73	40	59	102	135	33	
公務執行妨害		444	492	547	556	536	-20	
うち競売等妨害		30	37	34	40	22	-18	
犯人蔵匿		49	72	58	57	44	-13	
証人威迫		11	5	7	3	11	8	
逮捕監禁		205	225	204	205	181	-24	
信用毀損・威力業務妨害		74	47	62	52	53	1	
器物損壊		648	789	771	876	966	90	
暴力行為		38	27	36	70	49	-21	
その他刑法犯		943	1,326	1,422	1,858	1,705	-153	
刑法犯合計		31,631	35,814	39,575	38,944	41,077	2,133	
特		出入国管理難民認定法	55	56	62	49	94	45
		軽犯罪法	356	285	295	287	245	-42
	めいてい者規制法	8	5	3	9	6	-3	
	迷惑防止条例	258	194	200	190	310	120	
	暴力団対策法	8	13	14	18	17	-1	
	自転車競技法	81	68	41	41	42	1	
	競馬法	34	37	26	26	13	-13	
	モーターボート競走法	37	25	14	19	13	-6	
	小型自動車競走法	1	0	0	1	0	-1	
	風営適正化法	195	237	209	274	282	8	
	青少年保護育成条例	170	157	158	131	128	-3	
	売春防止法	1,207	316	594	604	945	341	
	児童福祉法	167	155	121	173	125	-48	
	別	出資法	71	69	238	155	98	-57
貸金業規制法		65	87	186	131	89	-42	
宅地建物取引業法		2	2	3	3	2	-1	
建設業法		6	9	9	17	21	4	
銃刀法		862	791	856	783	653	-130	
火薬類取締法		19	23	23	26	19	-7	
麻薬等取締法		102	149	209	377	435	58	
あへん法		2	9	5	0	3	3	
大麻取締法		615	668	801	855	946	91	
覚せい剤取締法		9,927	9,206	8,169	7,341	9,539	2,198	
毒劇物法		275	183	253	209	192	-17	
廃棄物処理法		182	201	239	134	142	8	
労働基準法		14	5	8	3	7	4	
職業安定法		49	33	37	36	20	-16	
健康保険法	3	1	1	2	0	-2		
犯	労働者派遣事業法	3	7	8	5	9	4	
	旅券法	7	13	14	5	5	0	
	麻薬等特例法	16	54	38	31	50	19	
	その他の特別法犯	340	345	467	426	681	255	
特別法犯合計	15,137	13,403	13,301	12,361	15,131	2,770		
総計	46,768	49,217	52,876	51,305	56,208	4,903		

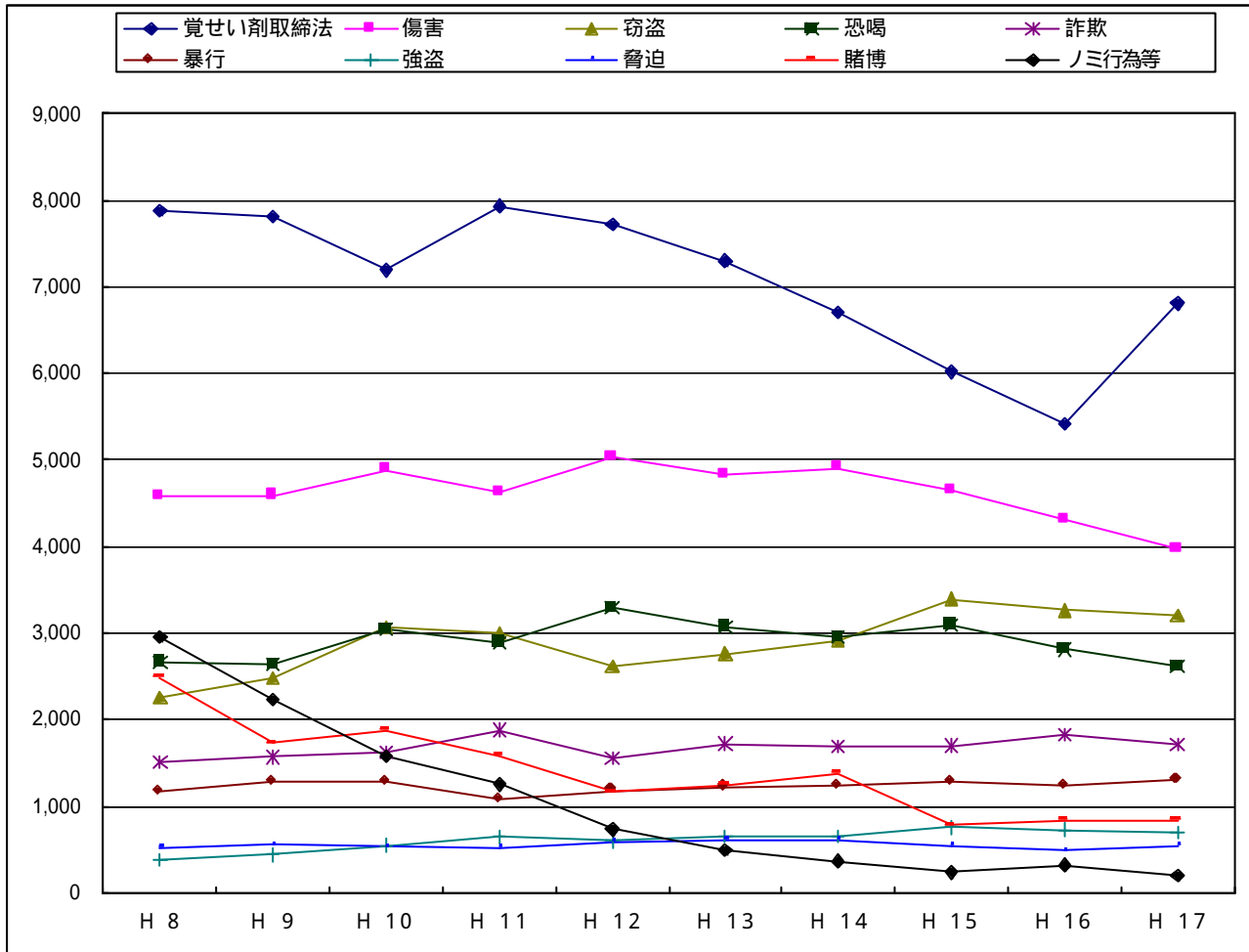
注：「犯人蔵匿」は、組織的犯人蔵匿を含む。

(2) 検挙状況からみた暴力団犯罪の特徴的傾向

平成17年の暴力団構成員等の検挙人員については、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、傷害、窃盗、恐喝の順となっているが、ここ8年間ほぼ同じ傾向にある(図表2-4)。

特に、平成12年以降減少が続いていた覚せい剤取締法違反の検挙人員が増加に転じたことが注目される。

図表2-4 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移



	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
覚せい剤取締法	7,883	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810
傷 害	4,581	4,589	4,882	4,618	5,021	4,838	4,904	4,651	4,319	3,972
窃 盗	2,262	2,488	3,062	3,001	2,623	2,757	2,917	3,396	3,265	3,198
恐 喝	2,666	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619
詐 欺	1,508	1,572	1,618	1,880	1,556	1,723	1,695	1,701	1,821	1,712
暴 行	1,168	1,280	1,285	1,087	1,185	1,222	1,231	1,273	1,233	1,297
強 盗	385	442	546	638	596	651	652	755	727	696
脅 迫	523	557	534	516	591	613	606	551	487	543
賭 博	2,482	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845
ノミ行為等	2,962	2,235	1,577	1,256	736	494	371	240	322	193

(3) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

平成17年における山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員は24,117人、暴力団構成員の検挙人員は6,984人で、それぞれ総検挙人員の約8割を占めている(図表2-5、6)。

図表2-5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
暴力団構成員等の検挙人員(人)		33,270	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626
うち山口組		14,512	14,715	15,903	16,515	15,394	15,354	15,958	16,272	15,421	15,675
うち住吉会		4,345	4,118	4,131	4,261	4,106	4,570	4,211	4,441	4,557	4,464
うち稲川会		4,787	4,559	4,601	4,306	4,296	3,888	3,972	3,935	3,823	3,978
3団体合計		23,644	23,392	24,635	25,037	23,796	23,812	24,141	24,648	23,801	24,117
全体に占める割合(%)		(71.1)	(72.9)	(74.7)	(77.0)	(76.6)	(77.0)	(78.3)	(80.7)	(81.2)	(81.4)

図表2-6 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
暴力団構成員の検挙人員(人)		11,808	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725
うち山口組		5,314	4,879	4,913	4,946	4,914	4,856	5,016	5,371	4,720	4,459
うち住吉会		1,754	1,588	1,503	1,524	1,464	1,378	1,401	1,425	1,310	1,228
うち稲川会		1,629	1,454	1,504	1,616	1,409	1,227	1,336	1,209	1,272	1,297
3団体合計		8,697	7,921	7,920	8,086	7,787	7,461	7,753	8,005	7,302	6,984
全体に占める割合(%)		(73.7)	(73.7)	(74.6)	(76.4)	(76.4)	(75.4)	(78.3)	(79.2)	(79.5)	(80.0)

(4) 組織的犯罪処罰法等の適用状況

平成17年における暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(組織的犯罪処罰法)の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を26件検挙するとともに、犯罪収益等隠匿事件(第10条)を21件、犯罪収益等收受事件(第11条)を27件検挙している。平成12年の法施行以降、適用件数は増加傾向にあり、特に、マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等隠匿事件(第10条)及び犯罪収益等收受事件(第11条)の検挙の増加が顕著である(図表2-7)。

組織的な犯罪の加重処罰規定(第3条)を適用した事件については、資金獲得犯罪を組織的に敢行した事例が大半であり、

共政会傘下組織組員(39)らが、収益を得ることを目的に犯罪集団を結成し、多重債務者等と共謀の上、多重債務者同士を偽装結婚により別人に仕立て、多重債務者に金融機関に自動車ローンを申し込ませ、融資金合計約600万円を騙し取った事例(広島、6月検挙)

山口組傘下組織幹部らが、預金口座及び携帯電話の入手、電話による欺罔、現金の払戻し等の任務分担をあらかじめ定めた組織を形成し、不特定の者に電話をかけ、親族の借金等返済名下に金員を詐取した事例(北海道、11月起訴)

などがみられた。

マネー・ローンダリング犯罪である、犯罪収益等隠匿事件（第10条）においては、

山口組傘下周辺者(45)らが、右翼との交渉の謝礼名下に現金を詐取することを企て、市役所職員に対し、偽造健康保険証を行使して銀行に開設した他人名義の口座に現金計209万円を振り込み入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（鳥取、3月起訴）

山口組傘下組織周辺者らが、登録を受けないで貸金業を営み、法定の限度の割合を超える利息を受領していたが、顧客に対し、貸付金の利息及び元金合計約139万円を自己が管理する他人名義の口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（警視庁、2月起訴）

のように暴力団が詐欺や貸金業法違反等における事件において、他人名義の銀行口座を使うなどして犯罪収益の取得について事実を偽装しているケースが多い。

同じくマネー・ローンダリング犯罪である、犯罪収益等收受事件（第11条）においては、

山口組傘下組織幹部らが、福岡市内において無店舗型店性風俗特殊営業店等を営業者から、売春等により得られた犯罪収益を含む現金約2,100万円をみかじめ料名目で收受した事例（福岡、12月検挙）

山口組傘下組織幹部(63)らが、都内所在のカジノ店の営業者から、賭博により得た犯罪収益である現金約1,000万円を用心棒料等名目で收受した事例（警視庁、11月検挙）

のように、違法な風俗営業や賭博等により得られた犯罪収益を收受したケースが多く、前提となる犯罪の実行に暴力団の直接の関与がなくとも、警察に届け出ることができない違法風俗営業者やカジノ店営業者等からみかじめ料名目等で暴力団に資金が流れている状況が明らかになっている。

また、暴力団に対する取締りはもちろんのこと

ノミ行為を行う場所として使用することを知りながら、所有するアパートの空き部屋を山口組傘下組織組員に貸与し、ノミ行為により得られた犯罪収益の一部を家賃として收受していた女性を検挙した事例（大阪、8月検挙）

のように、暴力団の資金獲得を助長する者に対する取締りも強化し、暴力団への不法な資金の流れの遮断に努めている。

図表 2 - 7 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用状況（件数）

区 分	年 次	平12	平13	平14	平15	平16	平17
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)		6	9	10	13	18	26
組織的な犯罪に係る犯人隠避(7条)		0	1	0	1	0	0
犯罪収益等隠匿(10条)		1	5	9	25	29	21
犯罪収益等收受(11条)		0	2	7	10	11	27
起訴前の没収保全命令(23条)		1	1	4	3	5	0

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（通信傍受法）の運用に関しては、

山口組傘下組織幹部らが共謀の上、平成15年7月、同組織幹部をけん銃を使用し殺害した事件の捜査過程で、連絡用の携帯電話を対象に、同法に基づく通信傍受を実施した事例（三重、3～6月検挙）

がある。

(5) 対立抗争事件の発生状況等

ア 対立抗争事件の発生状況

平成17年における対立抗争事件数は6事件、対立抗争に起因するとみられる不法事案の発生回数は18回で、前年に比べると、事件数は同数、発生回数は13回減少している。また、銃器使用率は61.1%と、昨年に引き続き60%台という近年では比較的低い水準となっている

（図表2 - 8）。

平成17年中には、

山口組と親和会の対立抗争事件（香川・2月発生、香川及び高知・4月発生）

山口組と住吉会の対立抗争事件（北海道、4月発生）

山口組と道仁会の対立抗争事件（福岡、8月発生）

などが発生しているが、1事件を除いては、発生24時間以内に終結しており、短期化の状況がみられる。

かような対立抗争事件の沈静化は、警察官が誤射殺された対立抗争事件に関して提起された損害賠償請求訴訟につき、山口組組長の使用者責任が認容された平成16年11月の最高裁判所判決にみられるように、暴力団代表者の民事的責任を追及する動きが進んでいること、平成16年の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の成立により、指定暴力団の代表者等が対立抗争等に伴う不法行為につき無過失損害賠償責任を負う旨の規定が設けられたことが、一定の効果をあらわしているともみることできる。

図表2 - 8 対立抗争事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
発生事件数(件)	9	6	11	11	5	5	7	7	6	6
うち山口組関与事件数	5	3	9	6	4	1	5	5	5	6
発生回数(回)	29	53	48	46	18	81	28	44	31	18
うち銃器使用回数	25	40	39	42	16	71	21	32	19	11
銃器使用率(%)	86.2	75.5	81.3	91.3	88.9	87.7	75.0	72.7	61.3	61.1
死者数(人)	2	3	4	3	1	4	2	7	4	2
うち暴力団構成員等以外	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)	8	20	20	12	9	15	14	15	12	4
うち暴力団構成員等以外	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0

イ 銃器発砲事件数

平成17年における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生回数は51回で、前年に比べ34回減少し、昭和51年以降で最少となった。これらの銃器発砲事件により7人が死亡、6人が負傷しており、前年に比べ、死亡者が8人、負傷者が6人減少し、事件の発生回数同様、昭和51年以降、最少であった（**図表2 - 9**）。

このように銃器発砲事件の発生回数及び死傷者数が激減した背景としては、前述した対立抗争事件の沈静化傾向と同様の要因が考えられる。

しかしながら、

山口組傘下組織幹部(48)らが、4月、他の飲食客がいるファミリーレストラン店内において、別の山口組傘下組織組員2名に向け、けん銃を発砲した事例

（千葉、12月末までに1名検挙）

山口組傘下組織幹部(36)らが、歓楽街の道路上において、元同組織組員に向けけん銃を発砲し重傷を負わせ、更にうち一発が流れ弾となり付近を通行していた一般人に当たり負傷させた事例（和歌山、10月検挙）

のように、暴力団は依然として市民に危険を及ぼす凶悪な犯罪を引き起こしている。

図表2 - 9 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
銃器発砲回数(回)	108	124	134	133	92	178	112	104	85	51
うち対立抗争によるもの	25	40	39	42	16	71	21	32	19	11
死者数(人)	14	16	13	22	17	24	18	28	15	7
負傷者数(人)	27	21	28	20	24	20	20	27	12	6

ウ けん銃押収丁数

平成17年における暴力団構成員等からのけん銃押収数は243丁で、前年に比べ66丁（21.4%）減少している（**図表2 - 10**）。

減少の要因は、対立抗争事件や銃器発砲事件の発生の減少や隠匿方法の巧妙化等が考えられる。しかしながら、けん銃等の銃器は、暴力団にとって組織の力を象徴する最も強力な武器であることから、対立抗争事件等が発生した場合には、

山口組傘下組織組長(49)らが、山口組の内紛により関係組織組員が射殺されたことから、相手方に対して報復するため、使用車両内にけん銃1丁、実包10個を隠匿し、所持していた事例（大阪、4月検挙）

のように、暴力団が手近にけん銃を携行している実態がみられる。

その一方で、

山口組傘下組織組長(56)らが、他人名義で貸テナ倉庫を契約し、同所に自動小銃1丁とけん銃2丁、実弾82個を隠し持っていた事例(愛知、9月検挙)のほか、暴力団交友者等を介して事情を知らない一般人に預けるなどして、けん銃を巧妙に隠匿している状況がみられた。

図表2-10 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

年次	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
区分										
押収けん銃総数(丁)	1,035	761	576	580	564	591	327	334	309	243
真正銃	939 (90.7)	660 (86.7)	494 (85.8)	491 (84.7)	525 (93.1)	563 (95.3)	301 (92.0)	308 (92.2)	276 (89.3)	216 (88.9)
改造銃	96 (9.3)	101 (13.3)	82 (14.2)	89 (15.3)	39 (6.9)	28 (4.7)	26 (8.0)	26 (7.8)	33 (10.7)	27 (11.1)

注：()内は押収けん銃総数に占める割合(%)である。

(6) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 伝統的資金獲得犯罪

暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反(ノミ行為等)が挙げられる。平成17年におけるこれらの犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は10,467人で、総検挙人員の35.3%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は3,083人で、構成員の検挙人員全体の35.3%を占めている(図表2-11、12)。これらの暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の割合は、近年、減少傾向にあるものの、現在でも総検挙人員の3割を占めており、依然として暴力団の有力な資金源となっていると考えられる。

具体的には、

稲川会傘下組織幹部(56)らが、被害者に因縁を付け、「事務所に連れて行くぞ。」などと脅し、現金2,000万円を脅し取った事例(神奈川、11月検挙)

稲川会傘下組織幹部(60)らが、同人の還暦祝い名目で、温泉旅館の大広間を貸し切り、俗に「バツタ撒き」と称する金銭を賭けた賭博を開帳して、賭客から寺銭名下に金銭を徴収した事例(警視庁、10月検挙)

暴力団組長(52)らが、販売目的で、MDMA約28万6千錠(末端価格約11億4千万円相当)及び覚せい剤の水溶液約75キロ(同約30億円相当)を隠し持っていた事例(警視庁・福岡、2月検挙)

などがある。

特に薬物事犯に着目すると、麻薬等取締法違反及び大麻取締法違反の検挙人員が増加しており、MDMA、大麻等の多様な薬物が氾濫している状況を反映しているものとも考えられる。

また、覚せい剤取締法違反の検挙人員が増加に転ずる傾向も見られる。

薬物事犯の検挙人員の増加要因の一つとして、組織改編等による警察の暴力団対策部門と薬物捜査部門の連携強化もあると考えられ、

住吉会傘下組織組長（42）が山口組傘下組織幹部から覚せい剤を入手し、これを配下の組員らに密売させていた事件を検挙して、住吉会傘下組織及び仕入先の山口組傘下組織を壊滅させた事例（新潟、1月検挙）

稲川会傘下組織組員（29）を覚せい剤所持で現行犯逮捕したことを端緒に、他の組員の銃刀法違反や貸金業法違反事件等の検挙により、同組織を壊滅させた事例（群馬、2月検挙）

山口組傘下組織関係者(54)から覚せい剤を入手した末端乱用者を検挙したことを発端に、薬物捜査部門と暴力団対策部門、さらには、複数県が連携し突き上げ捜査を実施し、広域にわたる覚せい剤密売事件の実態解明に至った事例（長野・神奈川、3月検挙）

のように、薬物捜査部門と暴力団対策部門の一体的な取締りにより組織の壊滅に至った事例もみられた。

図表 2 - 11 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
暴力団構成員等の総検挙人員(人)		33,270	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員		15,993	14,405	13,695	13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467
割合(%)		(48.1)	(44.9)	(41.5)	(42.0)	(41.6)	(39.1)	(37.0)	(33.2)	(32.0)	(35.3)
覚せい剤		7,883	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810
恐喝		2,666	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619
賭博		2,482	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845
ノミ行為等		2,962	2,235	1,577	1,256	736	494	371	240	322	193

図表 2 - 13 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
暴力団構成員の検挙人員(人)		11,808	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員		4,638	4,108	3,871	3,986	3,884	3,572	3,439	3,385	3,054	3,083
割合(%)		(39.3)	(38.2)	(36.5)	(37.7)	(38.1)	(36.1)	(34.7)	(33.5)	(33.3)	(35.3)
覚せい剤		2,507	2,191	2,028	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786	1,514	1,688
恐喝		1,354	1,283	1,368	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462	1,358	1,232
賭博		484	364	238	188	131	118	117	72	90	97
ノミ行為等		293	270	237	206	143	107	101	65	92	66

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種の事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。また、許可、登録等の所要の手続を経ずに、これらの企業活動を自ら行う場合もみられる。

(ア) 金融業

平成17年における貸金業規制法違反及び出資法違反の暴力団構成員等の検挙人員は大幅に減少したが、これは、暴力団排除条項の整備や高金利罪等の法定刑の引上げが行われた平成15年の貸金業規制法及び出資法の改正、貸金業からの暴力団排除活動の推進等による効果があったとみられる（図表2 - 13）。

図表2 - 13 貸金業規制法及び出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
貸金業規制法の検挙人員(人)	30	46	56	56	41	64	52	130	129	72
うち暴力団構成員の検挙人員	15	23	33	38	22	20	23	63	53	35
出資法違反の検挙人員(人)	47	57	60	80	57	76	68	258	160	90
うち暴力団構成員の検挙人員	23	19	25	17	26	31	25	77	46	29

(イ) 産業廃棄物処理業

産業廃棄物処理業に関しては、処理費用を抑えるために不法投棄等の不適正処理等を行えば、多額の収益を上げることができることから、

山口組傘下組織組長(49)らが家屋解体工事に伴い排出された廃棄物を報酬を得て山中に投棄した事例(福岡、2月)

のように、暴力団等がこの分野に介入している状況がうかがわれる(図表2 - 14)。

図表2 - 14 廃棄物処理法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
暴力団構成員等の検挙人員(人)	163	181	248	184	121	204	225	260	181	199
うち暴力団構成員の検挙人員	40	30	36	43	28	47	63	52	54	31

(ウ) 建設業

暴力団が関係企業を通じて建設業に進出し、暴力団の威力を用いて公共工事を受注したり、同業者を脅して下請け参入を強要するなどの形態は、従来からみられたところであるが、景気が低迷する中であっても、巧妙な手法を用いながら、この分野への進出を強めている。

具体的には、

山口組傘下組織関係者(67)らが、指名入札業者として高い評価を得る目的で、県に提出する経営事項審査申請書に、実際には雇用していない技術者を常時雇用していたとする虚偽の内容を記載し提出した事例（静岡、5月検挙）

山口組傘下組織関係者（59）らが、経営状況などの評価を県から受けるにあたり、1級技術者の資格を持つ男性が常勤しているように装い作成した技術職員名簿を提出した事例（岡山、11月検挙）

など、暴力団関係企業を通じて大規模な公共工事により多く参入するため、経営実態を偽るなどして、建設業に巧妙に進出している状況がみられる。

(I) その他

暴力団は、これらの業種以外にも、

山口組傘下組織関係企業である石油製品販売業者が、不正に製造・譲渡した軽油に係る取引税約1億円を脱税した事例（警視庁、6月検挙）

山口組傘下組織関係企業である警備会社が、営業所の法定備え付け書類に、新任教育を実施していないにもかかわらず、実施した旨の虚偽の記載をしていた事例（京都、6月検挙）

などのように、関係企業を通じて様々な分野に介入し、不法な資金獲得活動を行っている。

ウ 企業対象暴力及び行政対象暴力

平成17年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は530件であった。

総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの総検挙人員は413人、総検挙件数は286件であったほか、商法違反事件（利益供与要求）を3件検挙した。

企業対象暴力に関しては、

山口組傘下組織幹部(55)らが、公共工事を受注した複数の建設会社から地元対策費名目で現金計5,500万円を喝取した事例（福岡、2月）

総会屋(57)が、大手家電メーカーの株主総会において、議事の円滑な進行に協力するような態度を示し、対価を得ようと企て、平成16年7月、家電メーカーに対して、同メーカーの工事等への参入を要求した事例（大阪、7月検挙）

住吉会傘下組織幹部(43)及び建設会社役員(57)らが共謀して、東京都発注の公共工事に関し、他の入札参加業者に対し談合に応じるよう脅迫するなどして入札を妨害した事例（警視庁、7月検挙）

のように、工事の発注・受注に関して、企業に不当な要求をするものなどがみられる。

行政対象暴力については、行政機関に対し、「権限行使を要求するもの」と「利益を要求

するもの」の2種類の形態に大別されるところ、「権限行使を要求するもの」としては、

政治活動標ぼうゴロ(46)らが、町内に一般廃棄物処理施設を建設するために必要な土地開発の承認に関し、土地開発協議の申請先である町の職員2名を脅迫し、承認を迫った事例(岐阜、5月検挙)

山口組傘下組織幹部(47)らが、市発注工事の一般競争入札に絡み、市長等と面談し、談合情報があるとして、「市長の権限で白紙撤回しないと、街宣は止まらん」などと入札を断念するように強要した事例(愛媛、11月検挙)

などがあった。

また、「利益を要求するもの」としては、

政治活動標ぼうゴロ(62)らが、町が発注した下水道工事からみ、通行車両の誘導方法などをめぐって周辺住民から苦情が出ていると因縁をつけて工事を中止させ、解決料などの名目で町や施工業者から金を脅し取ろうと企て、平成17年4月、町職員に「工事で県道を遠回りするなど住民が困っている」と言いがかりをつけ、工事を中止させ、さらに、後日、暴行を加え、金を脅し取ろうとした事例(香川、7月検挙)

などがみられた。

エ 金融・不良債権関連事犯

平成17年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は51件で、前年と比べ4件減少している(図表2-15)。内容的には、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものは38件であり、その全体に占める比率は長期的には低下傾向にある。暴力団等が関連する事犯は減少傾向にあるものの、この種事犯は依然として暴力団等の有力な資金獲得活動であると考えられる。

また、この種事犯の中には、

山口組直系組長(58)らが、暴力団の威力を用いて競売を妨害した事例(大阪、6月検挙)

稲川会直系組長(62)らが、暴力団の威力を用いて競売を妨害した事例(警視庁、3月検挙)

のように、暴力団幹部が直接事件に関わっているものもみられた。

図表2-15 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

年次	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
融資過程	4	2	11	18	19	27	9	13	11	12
債権回収過程	51	77	74	84	98	74	63	63	43	38
総計	55	79	85	102	117	101	75	76	55	51

注1:「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2:「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3:平成14年の総計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」を3件、また、平成16年及び平成17年の総計はそれぞれ1件を含む。

オ 詐欺

暴力団構成員等による詐欺の検挙人員は前年に比べ減少している（図表2-1）。暴力団構成員等が、公的機関や金融機関等の企業を対象として、助成金・融資金・保険金等を詐取る形態や、振り込み詐欺のように一般市民を対象として多額の金銭を詐取る形態など、様々な詐欺事案に関与している状況がみられる。暴力団構成員等による詐欺のうち、平成17年に警察が検挙した事件における被害総額は約38億円である。

公的給付制度を悪用した例としては、

山口組傘下組織組長（60）らが、中小企業雇用創出人材確保助成金制度を悪用し助成金を詐取しようと、実質経営する暴力団関係企業で雇用事実のない従業員を雇用し賃金を支払ったように装い、その旨虚偽の申請をし、助成金合計約1,000万円を不正受給した事例（香川、9月検挙）

暴力団がその活動資金を得るために組織的に振り込み詐欺に関与している例としては、

山口組傘下組織総長（45）及び配下の組員らが、交通事故修理代名目の振り込み詐欺に関与し、詐欺に使用する口座を開設したり詐取した現金約6,200万円を口座から引き出すなどした事例（警視庁・群馬、1月検挙）

などがみられた。

カ 窃盗及び強盗

平成17年の暴力団構成員等の窃盗犯の検挙人員は3,198人、強盗犯の検挙人員は696人と、これら事犯は、暴力団構成員等に係る主要な罪種の一つであり、これらについても暴力団の資金源となっているものとみられる。

具体的には、暴力団構成員が来日外国人犯罪組織や別組織の暴力団構成員等と連携して、計画的かつ広域に窃盗や強盗を行っているものとしては、

山口組傘下組織幹部（43）らが、転売収益を得る目的で、組織的に高級自動車を窃取していた事例（岐阜、5月検挙）

稲川会傘下組織幹部（40）が、資産家情報などを互いに交換するなど中国人と連携し、組織的に窃盗を繰り返していた事例（岡山、7月検挙）

山口組傘下組織組員（33）らが、イラン人やフィリピン人らと共謀し、首都圏を中心に大型トラックやRV車などを盗み、コンテナに積み込んで海外に輸出していた事例（千葉、10月検挙）

などがある。

その一方で、

山口組傘下組織幹部（50）らが、遊興費を得る目的で郵便局を襲撃し、現金約70万円を強取した事例（茨城、2月検挙）

のように、生活に窮した暴力団組員等が生活費や遊興費等を得るために窃盗・強盗を敢行するケースもみられる。

キ 最近の暴力団の資金獲得犯罪の特徴

最近の暴力団は、暴力団構成員が中核となりつつ、素行不良者、未成年者、別組織の暴力団構成員等様々な人々を引き入れた犯罪集団を構成し、組織的に違法行為を行っている状況がみられる。これらの集団は、短期間で大規模なグループを結成し、暴力団の威力によりメンバーの活動を統制しつつ、情報収集、借名口座の調達等いわゆる犯罪インフラの構築、実行行為等の一連の犯罪行為を、あたかも会社組織のような徹底した役割分担によって行うため、被害が多額又は広範囲に及ぶ場合があることも特徴である。

こうした犯罪の事例としては、前述の振り込め詐欺や窃盗及び強盗のほかにも、

共政会傘下組織組員(39)らが、多重債務者が金融機関から融資を受けられるように、戸籍氏名を変えるための偽装結婚・養子縁組の取りまとめ、虚偽の書類作成、不正融資を受けるための指示などを行い収益を得ることを目的に犯罪集団を結成し、多重債務者等と共謀の上、多重債務者同士を偽装結婚により別人に仕立て、多重債務者であることを隠し、多重債務者が金融機関に自動車ローンを申し込ませ、融資金合計約600万円を騙し取った事例(広島、5月検挙)

住吉会傘下組織組員(30)らが、多数の者を使って転売目的で口座を開設し、組織的に振り込め詐欺を繰り返していた別の住吉会傘下組織組員らのグループに対し、同口座を販売した事例(警視庁・大分・山口、3月検挙)

極東会傘下組織組長(64)らが、売春クラブ等の違法営業者に対し顧客がクレジットカードで支払った売春代金を、違法営業者に代わってカード会社から請求するために、同クラブ等から債権として額面より安く買い取るなどして犯罪収益を収受していた事例(警視庁、7月検挙)

山口組傘下組織幹部(45)らが、路上生活者の戸籍を扱っているブローカーなどから住所や氏名、生年月日などの個人情報入手し、本人に成り済まして、印鑑証明や納税証明書などを用意し、土地や建物の不動産を購入するための住宅ローンを申し込み、虚偽の書類を提出して計約4,000万円を融資させ、騙し取った事例(警視庁、9月検挙)

などがある。これらの犯罪形態は、それぞれ俗に「リセット屋」、「口座屋」、「カバン屋」などと呼ばれている。

また、風俗関連事犯に係る暴力団員の検挙件数は増加傾向にあり、

山口組傘下組織組員(34)が、中国人2人らと共謀し、平成12年から違法なわいせつDVDを販売し、少なくとも約10億円売り上げていた事例(警視庁、9月検挙)

暴力団と関係を有する会社役員(54)が、新宿にあるデートクラブに知人男性を入会させ、

同クラブに登録していた女性2名を売春相手として紹介していた事例

(警視庁、10月検挙)

のように暴力団が、主として歓楽街を舞台に、違法なわいせつDVDの販売や売春の周旋等により多額の資金を獲得している状況がうかがわれる。

その他にも、

山口組傘下組織組員(25)らが、インターネット上の掲示板に規制薬物を販売する趣旨の書き込みをし、全国規模で覚せい剤等の密売を行っていた事例(北海道、10月検挙)

のように薬物取引のような伝統的資金獲得活動においても、インターネットを活用している状況がみられる。

4 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

3月4日に三代目狭道会(広島県)及び太州会(福岡県)、5月26日に七代目酒梅組(大阪府)が、それぞれの府県公安委員会により指定暴力団として5度目の指定を受けた。

5月には極東桜井總家連合会が団体の消滅により、10月には国粹会が山口組に傘下入りしたことにより、また12月には中野会が解散したことによりそれぞれ指定を取り消された。

12月末現在、21の団体が指定暴力団として指定されている(図表3-1)。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）施行後の中止命令の累計は25,615件に上っている。

平成17年中における中止命令の発出件数は2,668件で、前年に比べ49件（1.8%）減少している（**図表3 - 2**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,719件（前年比44件（2.5%）減）と全体の64.4%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが544件（同18件（3.4%）増）と全体の20.4%を占めている（**図表3 - 3**）。

団体別に見ると、山口組に対するものが1,137件と最も多く、全体の42.6%を占め、次いで稲川会417件、住吉会331件の順となっている（**図表3 - 3**）。

暴力団は、

住吉会傘下組織組員(45)が、健康食品販売業者に対し、「俺は、この辺を縄張りになっている者だけだ。この辺のバーやスナックを守ってやっているんだよ。この辺りの店で俺達と付き合っていないのは、お前の店だけなんだよ。」等と告げて、用心棒料等を要求した事例（埼玉、8月中止命令）

のように、暴力団の威力を示しながら不当な要求をする行為や、勢力維持・拡大のため、暴力団への加入を強要したり、暴力団からの脱退を妨害する行為を多数行っている実態がみられる。

また、暴力団のみならず、暴力団の威力を利用することを常習としている者が、

山口組傘下組織が運営を支配する不良グループの会員である暴走族会長(20)が、同組織の威力を示して、暴走族のメンバーから会費を徴収していた事例（静岡、10月中止命令）のように、不当な要求を行っているケースもみられる。

警察では、このように、暴力団構成員のみならず、暴力団と密接な関係にある者が行った行為についても、暴力団対策法に基づく中止命令を的確に発出している。

図表3 - 2 行政命令の発出件数の推移

年次	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17
中止命令	1,456	1,737	1,900	2,275	2,185	2,238	2,599	2,609	2,717	2,668
再発防止命令	43	60	43	25	95	96	141	114	161	112
事務所使用制限命令	0	0	0	5	0	8	0	6	0	3(1)

注：()内は事務所使用制限に係る仮命令を発出したが、事務所を撤去したことに伴い、撤回した仮命令の件数を外数で示している

イ 再発防止命令

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は1,002件に上っている。

平成17年中における再発防止命令の発出件数は112件で、前年に比べ49件（30.4%）減少している（**図表3 - 2**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが89件（前年比14件（13.6%）減）と全体の79.5%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが20件（同17件（45.9%）減）と全体の17.9%を占めている（**図表3 - 3**）。

団体別に見ると、山口組に対するものが34件と最も多く、全体の30.4%を占め、次いで稲川会32件、住吉会19件の順となっている（**図表3 - 3**）。

再発防止命令を発出した事例をみると、

稲川会傘下組織組員(36)が、建設会社に対して、同会の威力を示してみかじめ料を要求したことなどから、1年間、営業を営む者にみかじめ料等の要求をしてはならない旨を命じた事例（神奈川、9月再発防止命令）

などのように、暴力団がみかじめ料や用心棒料を要求することなどにより、縄張内で、繰り返し資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

また、

山口組傘下組織組員らが、複数の営業を営む者に対し、同組織の威力を示して、みかじめ料等を要求したことなどから、更に反復して同種行為をするおそれがあると認められたことから、1年間、当該組織組長(57)に対し、配下の暴力団員に営業を営む者に対するみかじめ料等の要求を行うことを命ずる等してはならない旨を命じた事例（北海道、12月再発防止命令）

のように、複数の暴力団構成員が、縄張内において、暴力団組長の指示の下、暴力的要求行為を繰り返し行っている実態がみられる。警察では、暴力団の資金源を封圧するため、反復して同種の暴力的要求行為等を行うおそれが認められる場合には、再発防止命令を発出して、こうした行為を規制している。

ウ 事務所使用制限命令

平成17年4月16日に発生した親和会と山口組傘下組織との対立抗争事件につき、発生翌日の4月17日に関係事務所2カ所に事務所使用制限命令の仮命令を、5月9日に関係事務所1カ所（もう1カ所は事務所を退去したことから仮命令を撤回）に3ヶ月間の使用を制限する本命令を発出した（**図表3 - 2**）。

暴力団対策法施行以来、事務所使用制限命令を発出した対立抗争（内部抗争を含む）事件は5事件目、近畿以西の西日本では初めてである。

(3) 命令違反事件の検挙状況

平成17年中における命令違反事件の検挙件数は17件（前年比1件減）である。警察では、命令違反行為に対する厳正な取締りを行うことにより、暴力団対策法による抑止効果を高めるよう努めている。

5 暴力団排除活動の現状

(1) 行政対象暴力及び企業対象暴力対策の推進

警察では、暴力団等による行政対象暴力に関し、暴力団等の資金源の封圧及び行政の健全性、公益性確保の観点から、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、取締りの強化を柱とする諸対策を推進しているところである。

全国の地方公共団体では、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応を規定するいわゆるコンプライアンス条例・要綱等の制定が進められており、平成17年末現在で、全国の地方公共団体の87.9%において制定されている。コンプライアンス条例・要綱等の制定が進められた結果、

山口組傘下の右翼団体幹部(38)らが、下水道工事で車が汚れたなどと因縁を付けて、市職員を脅し現金を喝取しようとしたが、当該職員が前年12月に制定された不当要求行為等対策実施要綱に基づき、適切に対応して不当要求を拒絶し、警察への届出を行った結果、恐喝未遂で検挙された事例(愛知、3月)

のように、行政対象暴力に対する行政機関の適切な対応が浸透してきている。また、行政対象暴力対策強化のため、地方公共団体に警察官が派遣されている例もある。

また、国レベルでも、10月、行政対象暴力関係省庁等連絡会議(平成15年以降3回目)が開催されるなど、行政機関等における組織的対応の強化が進められている。

しかしながら、平成17年8月、全国4,285所の国の行政機関の地方支分部局等を対象に実施した行政対象暴力に関するアンケートによると、回答した3,790所のうち過去に暴力団等の反社会的勢力から不当要求を受けたものは831所(22%)あり、そのうち、最近1年間に不当要求を受けたものは594所(72%)に及んだ。そして、最近1年間に不当要求を受けた594所のうち、51所(9%)が一部にでも不当要求に応じたと回答している。このように、暴力団等による行政対象暴力が依然として活発に行われている状況が明らかとなったことから、警察では、一層強力に諸対策を推進することとしている。

企業対象暴力に関しては、企業における暴力団等との関係遮断の進展にもかかわらず、依然として企業対象暴力事案が発生しており、警察では引き続きその根絶に向けた諸対策を実施している。

企業対象暴力対策を強力に推進したものとして、

行政対象暴力を敢行していた新聞ゴロ2名を検挙したところ、同人らが民間企業に対しても不当要求を行っていたことが明らかになったことから、警察署、地区暴力団等追放協議会及び弁護士会が、協議会構成員の各団体に対して強い働きかけを行った結果、各団体に金員要求等のトラブルが起きた場合は、被害者に代わって弁護士が法的対応をする旨の委託契約を弁護士と協議会が結び、不当要求拒否体制を確立した事例(宮崎、3月)

などがあり、今後は、このような体制の構築を図りながら、企業対象暴力対策を推進していくことが必要である。

(2) 民事訴訟支援等の推進

警察では、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者による当該暴力団への損害賠償請求訴訟や、暴力団組事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っている。主な事例としては、

対立抗争事件の発生を契機とする暴力団事務所の建物明渡し請求訴訟について、都道府県センター等と連携して必要な支援を行うとともに、事務所撤去に向けて市民団体等の関係機関団体による広範な暴力団排除活動を支援している事例（北海道、4月）

平成9年以降、警察、地域住民、弁護士、都道府県センターが一体となり、稲川会傘下組織組事務所の撤去活動を進めていたところ、同事務所に対するけん銃発砲事件が発生したのを機に、平成14年8月、付近住民により事務所使用差止訴訟等が提起され、平成17年11月、和解が成立し、組事務所の完全撤去に至った事例（静岡、11月）

などがある。

(3) 各種業及び公共事業からの暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、資金獲得活動の取締りに加えて、国及び地方公共団体と連携して、貸金業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を強力に推進しており、

山口組傘下組織幹部の経営する貸金業者が、貸金業務取扱責任者の変更届を提出していなかったとして、同幹部を平成16年1月に改正された貸金業法違反（貸金業務取扱主任者未選定営業）違反で検挙し、これを受けて府が登録を取り消した事例（京都、8月取消し）

内容虚偽の商業登記簿謄本を使用し、特定建設業の許可を受けていた山口組傘下組織組長（57）らを、公正証書原本不実記載・同行使、建設業法違反などで検挙したことを受けて、県が、関連建設会社4社の許可を取り消すとともに、各役員について、5年間、新たに営業を開始することを禁止する処分を決定した事例（兵庫、5月処分決定）

などがみられた。

また、警察庁は、6月、国発注の公共工事からの暴力団排除を一層推進するため、国土交通省と協議を行い、指名業者からの排除対象を明確にするとともに、都道府県警察と地方整備局等との連携を強化することについて、同省と合意した。当該合意に基づいて、都道府県警察と地方整備局等との協力関係がおおむね全国的に確立し、

国土交通省地方整備局発注の公共工事指名入札参加資格を有する建設業者が、暴力団組織に対して、資金の提供や下請業者の依頼等を行っていたことが明らかになったことから、整備局と締結した合意書に基づき、当該事業者が、暴力団員と社会的に非難される関係を有し

ているとして、公共工事からの排除要請を行い、指名排除の処分に至った事例
(三重、9月)

などがみられる。

また、地方公共団体の発注に係る公共工事においても、

四代目工藤會理事長と親交のある建設業者の実質的経営者を、建設業法違反で逮捕するとともに、同理事長の当該企業事務所への立ち寄り事実等を裏付けた上で、これが指名停止に関する要綱の「暴力団等との密接な関係」に該当するとして福岡県及び北九州市に通報し、これを受けて、当該企業を福岡県が6ヶ月、北九州市が12ヶ月の指名停止処分とした事例
(福岡、7月)

のように、関係機関と連携し、暴力団排除を推進している。

(4) プロ野球球場等からの暴力団排除活動

暴力団等がプロ野球球場において、応援団を仮装するなどして、球場管理者の許可を得ずに物品を販売したり、暴力的手段により占拠した外野席を高値で一般客に供与するなどして資金を獲得している実態が、事件検挙等により明らかになっている。そこで警察では、プロ野球球場から暴力団等を排除し、その資金源を遮断するとともに、一般娯楽施設としての健全性を確保するため、各プロ野球球場等との連携を強化し、

山口組傘下組織の元組員である阪神タイガース私設応援団の元会長(43)が、球団応援歌の作曲者でないにもかかわらず、自らが所属する応援団が作曲者である旨表示したコンパクトディスクを制作して販売していた著作権法違反の事例(兵庫、3月)

のように、違法行為を徹底して取り締まるなど、プロ野球球場等からの暴力団等の排除対策を推進している。

また、7月に開催されたプロ野球オーナー会議において、円滑な試合進行と観客の安全かつ平穏な試合観戦を確保することを目的に、入場券販売及び入場の拒否事由、観戦の際の禁止行為、球団による応援団の許可等について規定した「試合観戦契約約款」及び応援団の許可基準及び手続について規定した「特別応援許可規程」が承認されるなど、プロ野球球場等からの暴力団等の排除に向けた取組みが進められており、警察では引き続きこのような取組みに対し所要の支援・連携を行っていくこととしている。

(5) 暴力団関係相談の受理状況

平成17年中に警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団関係相談の受理件数は35,124件(警察:18,429件、都道府県センター:16,695件)であった。近年、都道府県センターにおける受理件数の比率が上昇傾向にあるところ、都道府県センターにおける暴力団関係相談業務が広く国民に周知され、必ずしも刑罰法令に触れるとは限らない事案に係るものを中心に、より多くの

相談が都道府県センターに寄せられるようになってきていることが、その背景にあるとも考えられる。

相談の内容別については、暴力団対策法第9条各号に関する相談が7,842件で最も多く、全相談受理件数の22.3%を占めており、更にその内訳をみると、因縁を付けての金品等要求行為が2,194件で最も多く、次いで不当寄付金要求行為が1,732件、不当債権取立行為が828件の順となっている。

また、警察においては、受理した相談を端緒として、事件検挙や暴力団対策法に基づく行政命令により相談者や被害者の保護を図っている。

(6) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況

警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員は、平成17年中は約580人であり、暴力団対策法施行後の合計は約8,390人に上っている。また、関係機関・団体と連携を図り、全国に設置された社会復帰対策協議会を通じて就業に成功した元暴力団員は平成17年中は20人であり、同法施行後の合計は979人に上っている。

さらに、社会復帰対策を効果的に推進するため、暴力団から離脱し、就業した者について、社会復帰アドバイザーが、本人、その家族、雇用事業者等を訪問するなど、事後の対策の充実に努めている。